

# 横浜市駐車場条例の解説

横浜市駐車場条例  
横浜市駐車場条例施行規則  
横浜市駐車場条例取扱基準

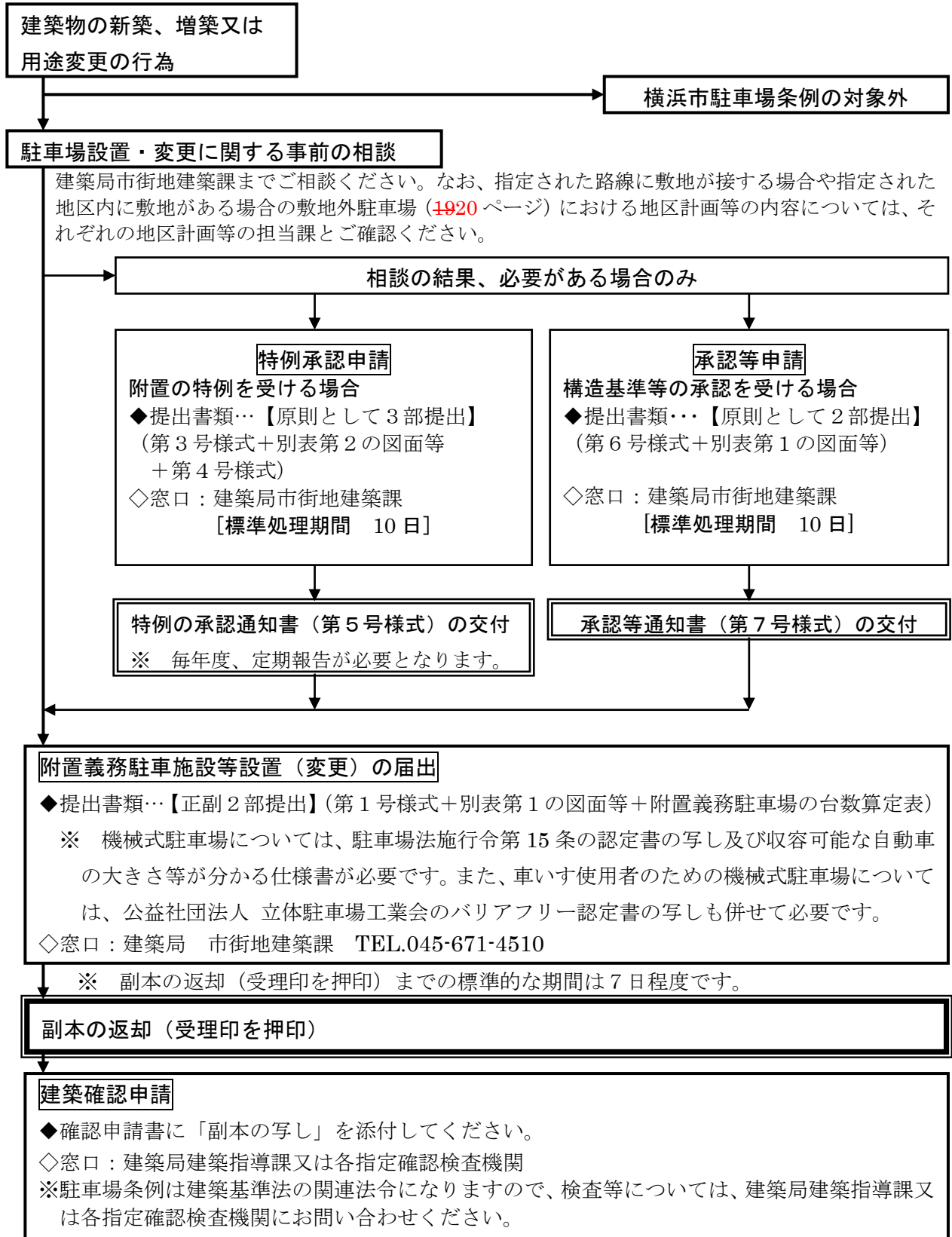
令和~~5~~6年~~12~~4月

横浜市

## 第2章 届出等

### 1 手続きの流れについて

駐車場条例は、建築基準関係規定である駐車場法第20条に基づくもので、建築確認と密接な関係があります（建築基準法施行令第9条第6号）。手続きの流れは、おおむね次のとおりです。



	対 象	根拠条例等
承認等申請	駐車施設等を附置する必要がない建築物の承認	駐車場条例第8条第1項第3号 施行規則第2条
	特殊な形態の駐車施設等の承認	駐車場条例第11条第5項 (特殊な形態の駐車施設等について、有効かつ安全に駐車できる場合)
	駐車施設等の出口及び入口の設置の承認	施行規則第5条第3項 (建築物の内容や敷地の条件を勘案し、自動車の通行上支障が無い場合)

#### 4 その他駐車場設置に関する規定について

駐車場条例、施行規則及び取扱基準の規定を遵守するとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、駐車場法（昭和32年法律第106号）、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）、大規模建築物に係る駐車施設等の県警協議その他の関係法令及び指導基準など、あらかじめ把握し当該計画に反映していただくものがありますので、十分留意の上、計画してください。

【駐車場法担当部署：都市整備局 都市交通課 TEL. 045-671-3853】

【大規模小売店舗立地法担当部署：経済局 商業振興課 TEL. 045-671-2598】

##### (1) 共同住宅等の駐車場設置基準

共同住宅等（マンションを含む）の用途に供する建築物については、横浜市建築基準条例（昭和35年横浜市条例第20号）による駐車場の設置基準があります（駐車場条例には設置基準がありません）。対象となる建築物は、住居の用に供する部分の床面積の合計が **12,000** 平方メートルを超えるものとなっています。

駐車場条例の対象となる建築物と共同住宅等が複合している場合は、それぞれの規定に基づき算定を行い、足し合わせた駐車台数を設置してください。

【担当部署：（横浜市建築基準条例）建築局 建築指導課 TEL. 045-671-4531】

##### (2) 横浜市福祉のまちづくり条例

横浜市福祉のまちづくり条例（平成9年横浜市条例第19号）で指定された建築物等を新設又は改修をする場合は、事前協議が必要となります。

【担当部署：建築局 市街地建築課 TEL. 045-671-4510】

##### (3) 横浜市生活環境の保全等に関する条例

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号）により、駐車場の設置者及び管理者は、施設内に駐車する自動車の原動機停止（アイドリング・ストップ）に関して、責務を負うことになっています。

【担当部署：環境創造みどり環境局 大気・音環境課 TEL. 045-671-2483】

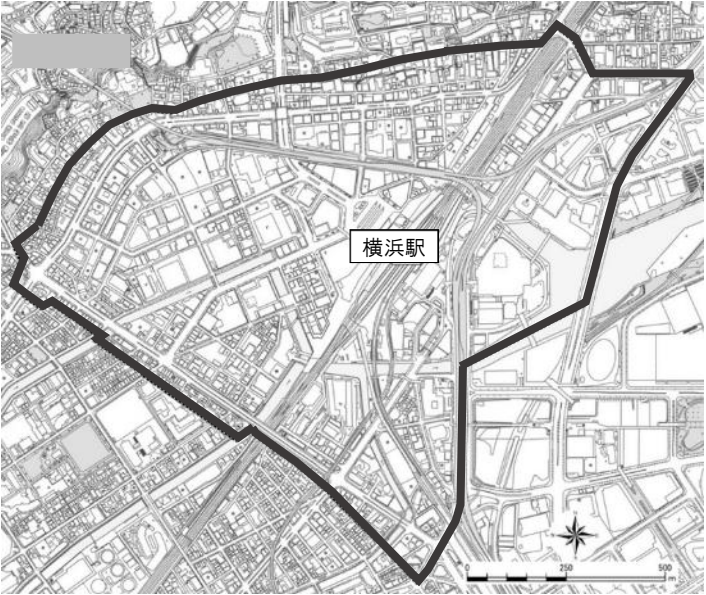
##### (4) 横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成30年横浜市条例第3号）により、市街化

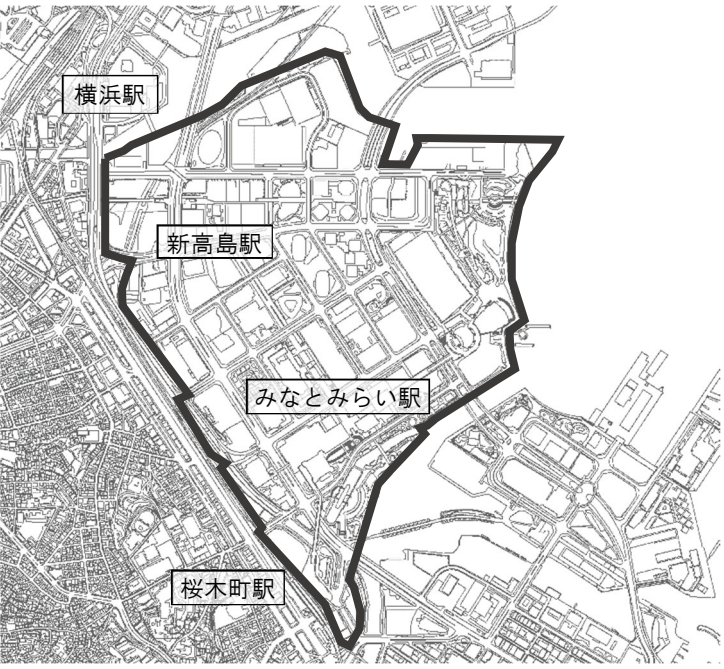
区域内で一定規模以上の集客施設又は共同住宅等を新築又は増築する場合、施設の建築主は当該施設の敷地内（集客施設については、例外規定あり）に、条例で定められた基準に従い算定した台数以上の自転車駐車場（駐輪場）を設置することになっています。

【担当部署：道路局 ~~交通安全~~自転車政策課道路政策推進課 TEL. 045-671-3644】

「条例第4条ただし書きに基づき市長が別に基準を定める地区（概要）」は以下のとおりです。

【横浜駅周辺地区】	平成28年9月1日時点の「エキサイトよこはま22駐車場整備ルール」の対象範囲を指定しています。	
地区の範囲		
附置義務駐車場の台数算定方法	④	⑤（市長が別に定める基準）
	百貨店その他の店舗	300㎡
	事務所	
飲食店		

※上記以外の用途については、P.7下表の基準が適用されます。

【みなとみらい21地区】	平成28年9月1日時点の「みなとみらい21街づくり協議指針」の協議区域を指定しています。	
地区の範囲		
附置義務駐車場の台数算定方法	④	⑤（市長が別に定める基準）
	事務所	400㎡

※上記以外の用途については、P.78下表の基準が適用されます。

## 2 荷さばき駐車場の附置について

### (1) 対象となる建築物【条例第4条の2、第6条の2及び取扱基準第2条の2】

下表①に掲げる地区又は地域内において、②に掲げる面積が、③に掲げる面積を超える場合対象となります。また、同一敷地内の2以上の建築物は一の建築物とみなし(駐車場法第20条第3項)、台数算定時も同様とします。

ただし、建築物の敷地面積が1,000平方メートル未満の場合は、適用になりません。

①	駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域 又は周辺地区若しくは自動車ふくそう地区
②	特定用途に供する部分の床面積
③	3,000㎡

### (2) 附置義務駐車場の台数算定方法【条例第4条の2及び第6条の2】

下表④の用途の床面積を、⑤に規定した算定基準で除したそれぞれの台数を合計します(小数点以下切上げ)。

④		⑤
特	百貨店その他の店舗	3,000㎡
定	事務所	8,000㎡
用	倉庫、工場	3,500㎡
途	その他の特定用途	6,500㎡

※ 算定した台数が10台を超える場合は10台を上限台数とします。また、荷さばき駐車場の附置義務台数は、乗用車駐車場の附置義務台数に含めることができます。

### (3) 中小規模建築物に対する緩和措置【条例第4条の2及び第6条の2】

建築物の延べ面積が6,000平方メートル未満の場合は、下表⑥による緩和率を(2)により算定された台数に乗じて得た台数とします(小数点以下切上げ)。

	⑥
駐車場整備地区若しくは商業地域 若しくは近隣商業地域又は周辺地 区若しくは自動車ふくそう地区	$1 - \frac{6,000\text{㎡} - \text{建築物の延べ面積}}{\text{建築物の延べ面積}}$

### (4) 大規模建築物に対する逡減措置【条例第5条】

乗用車駐車場の附置における大規模建築物に対する逡減措置(9-10ページ)と同様です。

### 3 自動二輪車駐車場の附置について

#### (1) 対象となる建築物【条例第4条の3及び第6条の3】

下表①に掲げる地区又は地域内において、②に掲げる面積が、③に掲げる面積を超える場合対象となります。また、同一敷地内の2以上の建築物は一の建築物とみなし(駐車場法第20条第3項)、台数算定時も同様とします。

①	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域
②	特定用途に供する部分の床面積
③	1,000㎡

※自動二輪車駐車場等の設置については、本条例のほかにも大規模小売店舗立地法に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」等があります。

#### (2) 附置義務駐車場の台数算定方法【条例第4条の3及び第6条の3】

下表④の用途の床面積を、⑤に規定した算定基準で除したそれぞれの台数を合計します(小数点以下切上げ)。

④		⑤
特定用途	百貨店その他の店舗、事務所	3,000㎡
	その他の特定用途 (例：倉庫、工場など)	10,000㎡

#### (3) 中小規模建築物に対する緩和措置【条例第4条の3及び第6条の3】

建築物の延べ面積が6,000平方メートル未満の場合は、下表⑥による緩和率を(2)により算定された台数に乗じて得た台数とします(小数点以下切上げ)。

	⑥
駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域	$1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{建築物の延べ面積})}{5,000 \text{ m}^2 \times \text{建築物の延べ面積}}$

#### (4) 大規模建築物に対する逡減措置【条例第5条】

乗用車駐車場の附置における大規模建築物に対する逡減措置(9-10ページ)と同様です。

## 第5章 附置義務駐車場の特例

### 1 敷地外駐車場の基準について【条例第10条第1項、取扱基準第3条及び5条】

附置義務駐車場は、建築物又は建築物の敷地内に設置しなければなりません。建築物の構造又は敷地の位置、規模等により、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合、その他市長が特にやむを得ないと認める場合には、建築物の敷地からおおむね300メートル以内に駐車場を設置することができます。

ただし、車いす使用者用駐車場については、敷地外駐車場とすることはできません。

#### (1) 指定された路線に建築物の敷地が接する場合

都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に規定する地区計画等、景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画、横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第12条に規定する地域まちづくりルール又は横浜市街づくり協議要綱第4条に規定する街づくり協議指針等（以下「地区計画等」と総称します。）において、当該地区計画等に定められた通り、街路、モール等に面して駐車場及び車庫の出入口の設置を避けることに関する表現が明確に規定されているもののうち、別図1（57～61ページ）に定める道路に建築物の敷地が接する場合は、敷地外駐車場とすることができます。

ただし、その建築物の敷地が2以上の道路に接する場合において別図1に定める道路以外に自動車用の出口及び入口の設置ができる場合を除きます。

なお、地区計画等の内容については、それぞれの地区計画等の担当課とご確認ください。

#### (2) 指定された区域内に建築物の敷地がある場合

地区計画等において、駐車施設等の配置に関する方針が明確に規定されているもののうち、別図2（62、63ページ）に定める区域内において、当該地区計画等に定められた方針のとおり駐車施設等を設置する場合は、敷地外駐車場とすることができます。

なお、地区計画等に定められた方針（駐車施設等の配置に関する方針）への適合については、それぞれの地区計画等の担当課とご確認ください。

それぞれの地区計画等の担当課については以下のとおりです。

横浜駅周辺地区	都市整備局 <del>横浜駅・みなとみらい推進課</del> 都心再生課 【045-671-2693】
関内地区・元町地区・伊勢佐木町地区・大通り公園周辺地区・吉田町地区	都市整備局 都心再生課（関内周辺）【045-671-2673】
綱島駅周辺地区	都市整備局 市街地整備推進課【045-671-3513】
大口通地区・港北ニュータウン地区・瀬谷駅周辺地区	都市整備局 地域まちづくり課【045-671-2667】
みなとみらい21地区	都市整備局 <del>横浜駅・みなとみらい推進課</del> みなとみらい・東神奈川臨海部推進課【045-671-3516】



## 届出及び相談窓口

建築局 建築指導部 市街地建築課  
電話：045-671-4510

所在地：横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

### 編集・発行

横浜市都市整備局都市交通課

令和~~5~~6年~~12~~4月1日発行

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

電話：045-671-3853 ファクス：045-663-3415

ホームページ：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/gimu.html>